

四国中央市ボランティア市民活動推進協議会傍聴要領

(目的)

第1条 この要領は、四国中央市ボランティア市民活動推進協議会（以下「協議会」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分等)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席とする。

2 前項の一般席の定員は、会長が、その都度定める。

(傍聴の手続)

第3条 一般席において協議会を傍聴しようとする者は、傍聴受付時間に、所定の場所で傍聴人受付簿（別記様式）に必要事項を記入しなければならない。ただし、次項ただし書に規定する場合は、この限りでない。

2 前項に規定する傍聴受付時間は、協議会開催予定時刻の30分前から20分前までの間とし、前項の傍聴人受付簿に記入した者を先着順に決定する。ただし、受付開始時において、既に前条第2項に規定する定員を超えている場合は、抽選により決定する。

3 前項ただし書の規定による決定を受けた者は、第1項の傍聴人受付簿に必要事項を記入しなければならない。

4 報道関係者席において協議会を傍聴しようとする報道関係者は、第1項の傍聴人受付簿に必要事項を記入しなければならない。

(傍聴席以外の立入禁止)

第4条 前条第2項の規定による決定を受けた者及び報道関係者席において傍聴する者（以下「傍聴人」という。）は、傍聴席以外に立ち入ることができない。ただし、会長が特に認めた場合は、この限りではない。

(傍聴席に入ることができない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、刃物その他危険なものを携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) ビラ、掲示板、旗の類を携帯している者
- (4) 笛、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴者の遵守事項)

第6条 傍聴人は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 静粛にし、会議における言動に対して拍手その他の方法で、賛否の意思表示をしないこと。
- (2) 騒ぎ立てないこと。
- (3) 示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 会長又は会長の指名する者の指示に従うこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、秩序を乱し、又は協議会の会議の妨害となるような行為

をしないこと。

(禁止事項)

第7条 傍聴人は、写真撮影、録画及び録音をしてはならない。ただし、会長が特に許可したときは、この限りでない。

(係員の指示等)

第8条 傍聴人は、係員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、協議会を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

2 会長は、傍聴人がこの要領に違反した場合は、これを制止し、その命に従わないときは、退場を命じることができる。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、協議会の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成22年3月17日から施行する。

別記様式（第3条関係）

傍聴人受付簿

年 月 日

午前・午後 時 分開会

1. 一般席

番号	住所	氏名	備考
1			
2			

2. 報道関係者席

番号	住所	氏名	備考
1			
2			